

東村山市立児童館第1・第2野火止分室の指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市立児童館第1・第2野火止分室の指定管理者の指定

東村山市立児童館第1・第2野火止分室の指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

1 施設の名称及び所在地

(名称) 東村山市立児童館第1・第2野火止分室
(所在地) 東京都東村山市恩多町五丁目45番地4

2 指定管理者の候補者の名称等

(名称) 株式会社 ^{あしたば} 明日葉
(所在地) 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F
(代表者) 代表取締役 ^{おおくま} 大隈 ^{たかし} 太嘉志

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものである。